

2023年度
大学院医学系研究科修士課程

履 修 要 項



国立大学法人

滋賀医科大学

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

目 次

- ・ 大学院医学系研究科修士課程学年暦
- ・ 滋賀医科大学の理念・使命
- ・ 大学院医学系研究科修士課程教育目標
- ・ 大学院医学系研究科修士課程の方針（三つのポリシー）
- ・ 大学院医学系研究科修士課程の概要
- ・ 大学院医学系研究科修士課程のカリキュラムツリー
- ・ 履修要項
- ・ 令和5年度授業科目及び担当教員一覧
- ・ 授業科目及び単位数表
- ・ 教員の主な研究内容等
- ・ 国立大学法人滋賀医科大学大学院医学系研究科における研究指導計画等に係る申合せ
- ・ 大学院学則
- ・ 学位審査実施要項
- ・ 長期履修
- ・ 大学院医学系研究科（修士課程）における在学期間の特例に関する申合せ

令和5年度 大学院医学系研究科修士課程 学年暦

Academic Calendar 2023-2024 in the Nursing Program, Graduate School of Medicine

行 事 Events	日 程 Schedule
入学宣誓式・新入生履修指導（春季） Entrance Ceremony / New Student Guidance (Spring)	4月 4日（火） April 4, Tue.
前期授業期間 Term of Classes for First Semester	4月 7日（金）～ 8月 7日（月） April 7, Fri. – August 7, Mon.
夏季休業 Summer Recess	8月 8日（火）～ 9月30日（土） August 8, Tue. – September 30, Sat.
学位論文研究発表会・中間発表会・ 研究デザイン発表会（第1回） Presentation for Thesis Defense/Mid-Term Presentation/ Research Design Presentation (First Time)	8月30日（水）～ 8月31日（木） August 30, Wed. – August 31, Thu.
学位授与式（秋季） Degree Conferment Ceremony (Autumn)	10月 2日（月） October 2, Mon.
入学宣誓式・新入生履修指導（秋季） Entrance Ceremony / New Student Guidance (Autumn)	10月 2日（月） October 2, Mon.
後期授業期間 Term of Classes for Second Semester	10月 3日（火）～ 3月 4日（月） October 3, Tue. – March 4, Mon.
冬季休業 Winter Recess	12月19日（火）～ 1月 4日（木） December 19, Tue. – January 4, Thu.
学位論文研究発表会・中間発表会・ デザイン発表会（第2回） Presentation for Thesis Defense/Mid-Term Presentation/ Research Design Presentation (Second Time)	2月29日（木）～ 3月 1日（金） February 29, Thu. – March 1, Fri.
春季休業 Spring Recess	3月 5日（火）～ 3月31日（日） March 5, Tue. – March 31, Sun.
学位授与式（春季） Degree Conferment Ceremony (Spring)	3月21日（木） March 21, Thu.

【備考】

- 1) 定期健康診断の日程は、別途通知する。
- 2) 10月27日（金）は、学園祭（若鮎祭）の開催にともない休講とする。
- 3) その他、学年暦に変更があった場合は、その都度通知する。

(Notes)

- 1) The schedule for health checkup will be notified separately.
- 2) Classes will be cancelled on Friday, October 27 due to the school festival (Wakaayu Festival).
- 3) Any other changes to the academic calendar will be notified accordingly.

滋賀医科大学の理念・使命

Philosophy, Goal and Mission of Shiga University of Medical Science

理念

Our Philosophy

地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する。

As the university which is supported by its local community, contributes to the community and plays an active part in the world, we contribute to development of medical and nursing science and promotion of human health.

使命

Our Missions

大学院は、医学及び看護学の領域において、優れた研究者及び高度な知識と技術をもつ専門家を養成することを目的とし、もって、医学及び看護学の進歩と社会福祉の向上に寄与することを使命とする。
(国立大学法人滋賀医科大学大学院学則第2条より抜粋)

We strive to nurture outstanding researcher and expert with advanced knowledge and capability in medicine and nursing. Our mission is to apply advances in medicine and nursing to the betterment of welfare in our society. (Article 2 of the Regulations of Shiga University of Medical Science)

大学院医学系研究科修士課程教育目標

大学院医学系研究科修士課程看護学専攻では、本学の使命のもと、高度な知識と技術をもつ専門家を養成し、教育・研究・実践の場で高度な専門性とリーダーシップを発揮し、看護学の発展と人々の健康の向上に寄与することができる次のような能力を備えた人材育成を目指しています。

深い学識と倫理観

高度の研究能力及びその基礎となる豊かな教養と深い知性、確固たる倫理観を基盤にした人間性を涵養する。

高度な専門性とリーダーシップ

保健・医療・福祉の専門職との協働において、看護専門職としての意思決定と主体的行動が執れるとともに、さまざまな状況においてリーダーシップを発揮する能力を養う。

独創性と国際性

看護上の問題発見力・論理的思考力を発揮し、主体的かつ独創的に研究活動を推進するとともに、国際的・学際的に活躍する能力を養う。

社会への貢献

複雑で多様な人々の健康問題に柔軟に対応し、看護学の発展と人々の健康に貢献できる看護専門職を育成する。

大学院医学系研究科修士課程の方針

課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

大学院医学系研究科修士課程においては、教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、必要な単位を修得のうえ、審査及び試験に合格し、次のとおり優れた知識と能力を身につけている学生に学位（看護学専攻：修士（看護学））を授与します。

看護学の発展と人々の健康の向上に寄与するための科学的知見の生成と専門的見地から社会に顕在・潜在するニーズの発見や課題解決ができる次のような能力を備えた人材育成を目指しています。

1. 看護学における科学的思考と知的誠実さに基づき学術的妥当性を吟味した研究計画を立案し遂行することができる。
2. 研究や看護実践において人権を尊重し権利の擁護のために倫理的問題の解決に取り組むことができる。
3. 研究や看護実践における課題を見出し、専門的思考に基づき問題解決に向けて取り組む能力を有する。さらに、リーダーシップを発揮しながら多職種と協働することができる。
4. 自らの専門性と看護専門分野の知見を応用し、あらゆるライフサイクルにある看護の対象者への健康課題解決のための革新的方法の開発と知見生成を創造的かつ意欲的に取り組むことができる。
5. 専門性のある学問分野としての看護学を国際的視野を持って理解することができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

大学院医学系研究科修士課程看護学専攻では、以下のとおりカリキュラム・ポリシーを定めています。論理的思考力、高度な専門性、医療人としての確固たる倫理観が持てるような教育システムを設けています。

1. 教育課程の編成の方針

外国語を含む看護研究方法論を体系的な枠組みとし、共通科目と専門科目を位置づけている。専門科目に関しては、講義と演習を組み合わせ、能動的な学修の機会を設定し、専門的知識のみならず倫理観、実践能力および国際的視野を養成している。

2. 教育課程における教育・学修方法に関する方針

- (1) 1専攻2コース（研究コース、高度実践コース）を設け、中間発表の機会による横断的な指導体制とする。
- (2) 共通科目と領域別科目をおき、高度な専門性と論理的思考に基づく課題発見力と問題解決能力を養う。
 - ①看護学研究者として必要な基礎的知識と研究遂行能力、研究の倫理性について、2コースの共通科目をとおして養う。
 - ②領域別科目では、各専門領域の専門的知識と研究実践能力もしくは高度実践能力を養う。
- (3) 上記に加えて、コースの特徴に合わせた科目を設ける。
 - ①研究コースでは、さまざまな研究課題に応じた最先端の研究手法や国内外の知見を教授し、看護

学の発展に寄与しうる課題に関する特別研究をととして看護学を教授することにより、創造的かつ自立した研究遂行能力を養う。

- ②高度実践コースでは、各専門領域に特化した高度な看護実践力を身につけるため、課題研究及び演習や実習をととして、臨床看護実践における複雑な課題に対して科学的エビデンスに基づく高度な実践力を養う。

3. 学修成果の評価の方針

学修の成果は、シラバスに記載された学修目標を、課題レポート、資料作成、プレゼンテーション、演習や実習への参加状況等で科目の特性、授業形式を踏まえて多面的な評価方法によって客観的に評価します。学位論文の審査は、透明性・厳格性を確保するために公開にて行い、知識・能力・発展性について評価します。

入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）

求める学生像

本学の理念に基づき、深い学識と確固たる倫理観を備えかつ科学的思考に依拠して行動できる看護職の育成を目指し、教育・研究・実践の場においてリーダーシップを発揮し、活躍できることを目標としている。看護学を修める医療人として必要な学識・能力・技能を修得する素養を持ち、看護学の修得に真摯に、また熱意を持って取り組む、次のような人材を求めている。

1. 看護学の専門知識と理論・実践力を修得することに努力を惜しまない者。（主体性）
2. 社会人としての常識を持ち、社会的責任を認識している者。（社会人基礎力）
3. 看護学の探求に意欲があり、学生や教員、多様な専門職者及び地域の人々と協力して学修を進められる者。（コミュニケーション力、表現力）
4. 看護学に関する基本的な知識と教養を有し、さらに発展的思考の獲得に努力を惜しまない者。（専門職者としての基礎学力、思考力）
5. 知的好奇心を有する者。（主体性）

入学者選抜の基本方針（研究コース）

1. 各専門分野の基礎知識と思考能力を問う「専門科目」試験を実施する。
2. 科学的研究の遂行に必要な語学力を測る「外国語（英語）」の筆記試験を実施する。
3. 研究意欲や倫理観等、研究者としての資質や適性を確認する「面接」を実施する。

入学者選抜の基本方針（高度実践コース）

1. 各専門分野の基礎知識と思考能力を問う「専門科目」試験を実施する。
2. 志望する分野での研究課題等についての基礎的知識や研究意欲等を測るための「口述試験」を課す。

大学院医学系研究科修士課程の概要

教育研究上の目的

大学院医学系研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学における研究能力と人間性を備えた優れた研究者を育成するとともに、高度な先進的看護を支える確かな専門知識と看護技術をもつ優れた看護の専門家を養成し、併せて看護学の進歩と社会福祉の向上に寄与することができる人材の育成を目的とする。

カリキュラムの特徴

1. 2つのコース

研究コースと高度実践コースの2つのコースを設けています。研究コースは研究者の養成を目的とした3つの研究領域があり、高度実践コースは高度で先進的看護ケアサービスを支える確かな専門知識と看護技術をもつ、優れた看護ケアの専門家の養成を目的とした2つの研究領域があります。

《研究コースの各専攻領域》

【基礎看護学研究領域】基礎看護学研究領域は、看護が対象とする人間を包括的にとらえ研究することによって、あらゆる看護実践に共通する基礎理論を見出し、看護の科学性を追求することを目指した領域です。「基礎看護学Ⅰ」は、看護科学を基盤においた看護教育、看護技術を研究課題としています。「基礎看護学Ⅱ」は、人を形態と機能の側面から科学的に探求し、看護実践に応用できる新しい知見の構築を目指しています。「基礎看護学Ⅲ」は、生きることの基盤である食と栄養に関わる看護の専門性を探求する看護栄養学について研究します。

【臨床看護学研究領域】臨床看護学研究領域は、高度な看護実践の場で用いられる看護介入を体系的に研究する領域です。成人看護学、老年看護学、小児看護学、ウイメンズヘルス看護学、精神看護学等の各分野でのエビデンス構築を目指しています。

【公衆衛生看護学研究領域】公衆衛生看護学研究領域は、すべての人々にとっての健康、安心や安全を整えること、健康格差の縮小、超高齢社会における地域包括ケア、健康的なコミュニティづくりなど、保健医療サービスのあり方や質の向上に寄与する知見や実践を探求する領域です。公衆衛生看護学、在宅看護学の分野でのエビデンス構築を目指しています。

《高度実践コースの各専攻領域》

【看護管理領域】（看護管理実践部門）看護管理領域は、保健医療福祉を取り巻く環境の変化に対応できる幅広い知識をもち、看護管理能力やリーダーシップ能力、看護職の指導的能力及び倫理観を備えた看護管理実践者を育成し、質の高い組織的看護サービスの発展に寄与することを目指す領域です。

【特定行為領域】（特定行為実践部門および周麻酔期看護実践部門）特定行為領域は、看護の様々な実践領域での特定行為を担い得る卓越した知識と技術を有する高度実践看護師を育成し、その役割モデルを示すことで、実践領域における看護の専門性向上と臨床看護の発展に寄与することを目指す領域です。

2. 自由に選択できる多様な授業科目

各自の研究テーマに合わせて、全領域の共通分野の授業科目と各研究領域の講義科目より、研究領域を越えて自由に選択することができます。

3. きめ細やかな研究指導

修士論文の作成に関連して、専攻の領域を越えたきめ細やかな指導が受けられるように配慮し、中間発表の場を設けています。

4. 教育方法の特例

大学院設置基準第14条「教育方法の特例」*を適用し、有職者が離職することなく修学し、教育・研究指導を受けることが可能になるよう、昼間だけでなく夜間その他特定の時間又は時期に講義・研究指導を行うように配慮しています。

5. 長期履修制度の導入

職業を有している等の事情により、修業年限（2年）を超えて一定の期間（3年）にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを願い出たときは、審査によりこれを認めることができる制度を設けおり、入学時又は第1学年在学時の定められた時期に願い出ることができます

*大学院設置基準第14条

「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時期又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」

修士課程カリキュラムツリー

2

学位論文（修士）

看護学特別研究

専門科目

基礎看護学領域

臨床看護学領域

公衆衛生看護学領域

基礎看護学Ⅰ 演習B

基礎看護学Ⅱ 演習B

臨床病態管理学演習B

NCD看護学演習B

小児看護学 演習B

老年看護学演習B

周産期看護学演習

精神看護学 演習B

地域看護学Ⅰ 演習B

地域看護学Ⅱ 演習B

研究デザイン発表会

専門科目

基礎看護学領域

臨床看護学領域

公衆衛生看護学領域

基礎看護学Ⅰ 特論,演習A

基礎看護学Ⅱ 特論,演習A

臨床病態管理学 特論,演習A

NCD看護学 特論,演習A

小児看護学 特論,演習A

老年看護学特論、演習A

ウイメン'ヘルス看護学 特論,演習

精神看護学 特論,演習A

地域看護学Ⅰ 特論,演習A

地域看護学Ⅱ 特論,演習A

1

共通科目特定行為選択科目

疾病予防学、フィジカルアセスメント、疾病・臨床病態概論、
臨床推論Ⅰ、臨床推論Ⅱ、特定行為実践論、
特定行為実践演習、診療看護実践論

共通科目全領域選択科目

外国語文献レビュー、看護理論、看護倫理、看護管理学、
コンサルテーション論、看護教育学、看護政策論、
臨床解剖生理学、臨床薬理学、臨床診断学、看護学課題実習

共通科目全領域選択必修科目

看護学研究方法論Ⅱ
看護学研究方法論Ⅲ

共通科目全領域必修科目

看護学研究方法論Ⅰ
看護学研究方法論Ⅳ
看護学研究方法論Ⅴ

研究コース

修士課程カリキュラムツリー

2	学位論文（修士）		
	看護実践課題研究（看護管理実践）	看護管理課題研究（特定行為実践）	
		共通科目特定行為 選択科目 疾病予防学、フィジカルアセスメント、疾病・臨床病態概論、臨床推論Ⅰ、臨床推論Ⅱ、特定行為実践論、特定行為実践演習、診療看護実践論	
		共通科目全領域 選択科目 看護学研究方法論Ⅳ、看護学研究方法論Ⅴ、外国語文献レビュー、看護教育学、看護政策論、臨床解剖生理学、臨床薬理学、臨床診断学	
		共通科目全領域 選択必修科目 看護学研究方法論Ⅱ 看護学研究方法論Ⅲ	
	看護管理領域 必修科目 看護管理演習Ⅱ 看護実践実習（看護管理実践）	共通科目全領域 必修科目 看護学研究方法論Ⅰ	
1	研究デザイン発表会		
	共通科目全領域 選択科目 看護学研究方法論Ⅱ、看護学研究方法論Ⅲ、看護学研究方法論Ⅳ、看護学研究方法論Ⅴ、外国語文献レビュー、看護教育学、看護政策論、臨床解剖生理学、臨床薬理学、臨床診断学	特定行為領域専門科目 選択科目 呼吸管理学実習Ⅰ 栄養管理学実習Ⅰ スキルズラボ演習Ⅰ 呼吸管理学実習Ⅱ 栄養管理学実習Ⅱ スキルズラボ演習Ⅱ 呼吸管理学実習Ⅲ 栄養管理学実習Ⅲ 循環管理学実習Ⅰ 栄養管理学実習Ⅳ 循環管理学実習Ⅱ 栄養管理学実習Ⅴ 循環管理学実習Ⅲ 創傷管理学実習Ⅰ 循環管理学実習Ⅳ 創傷管理学実習Ⅱ 外科管理学実習Ⅰ 感染管理学実習 外科管理学実習Ⅱ 精神疾患管理学実習 外科管理学実習Ⅲ 疼痛管理学実習 外科管理学実習Ⅳ	
	共通科目特定行為 選択科目 疾病予防学、フィジカルアセスメント、疾病・臨床病態概論、臨床推論Ⅰ、臨床推論Ⅱ、特定行為実践論、特定行為実践演習、診療看護実践論		
	共通科目全領域 必修科目 看護学研究方法論Ⅰ 看護倫理 看護理論 看護管理学 コンサルテーション論	特定行為領域必修科目 特定行為看護特論 特定行為看護演習Ⅰ 特定行為看護演習Ⅱ	周麻酔期看護実践必修科目 周麻酔期看護特論 周麻酔期看護演習Ⅰ 周麻酔期看護演習Ⅱ 周麻酔期看護実践Ⅰ 周麻酔期看護実践Ⅱ
	看護管理領域 必修科目 看護管理特論 看護管理演習Ⅰ		
高度実践コース			
看護管理領域		特定行為領域	
		特定行為実践部門	周麻酔期看護実践部門

履修要項

授業科目の履修方法

【研究コース】

共通科目全領域の必修科目 6 単位、選択必修科目 2 単位、当該研究領域の必修科目 4 単位、共通科目全領域の選択必修科目、選択科目並びに他の研究領域の特論から 8 単位以上、看護学特別研究 10 単位の合計 30 単位以上を履修するものとします。

【高度実践コース】

看護管理領域を選択した学生は、共通科目全領域の必修科目 10 単位、当該研究領域の必修科目 10 単位、共通科目の選択科目から 6 単位以上、および看護実践課題研究 4 単位の合計 30 単位以上を履修するものとします。

特定行為領域特定行為実践部門を選択した学生は、共通科目全領域の必修科目 2 単位、選択必修 2 単位、当該領域専門科目の 6 単位、当該領域特定行為実践の 4 単位、共通科目の選択科目から 2 単位以上、当該領域専門科目の選択科目から 10 単位まで、および看護実践課題研究 4 単位の合計 30 単位以上を履修するものとします。

周麻酔期看護実践部門を選択した学生は、共通科目全領域の必修科目 2 単位、選択必修 2 単位、当該領域専門科目の 6 単位、当該領域周麻酔期看護実践の必修科目 7 単位、共通科目の選択科目から 14 単位以上、当該領域の選択科目から 20 単位まで、および看護実践課題研究 4 単位の合計 55 単位以上を履修するものとします。

教育方法の特例

修士課程看護学専攻においては大学院設置基準第 14 条「教育方法の特例」を適用し、有職者が離職することなく修学し、教育・研究指導を受けることが可能になるよう、昼間だけでなく夜間その他特定の時間又は時期に講義・研究指導を行うよう配慮しています。

長期履修制度

修士課程看護学専攻では、職業を有している等の事情によって、標準修業年限（2 年）を超えて一定の期間（3 年）にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願った者については、審査のうえ、これを許可する制度を設けています。この制度の適用者の授業料総支払額は、標準修業年限による修了者と同額になります。この制度の適用を希望する場合は、合格発表後、入学手続案内で定める期間に申し出てください。

学修成果の評価

1. 各授業科目の評価について、試験及びレポート等、多面的な評価方法により次の 5 種の評価により表し可上を合格とします。
秀、優、良、可、不可

2. 研究の進捗状況については、第1学年に研究デザイン発表会を行い評価し、研究指導計画書の点検を行います。
3. 学位論文の審査は、厳格性と透明性を確保するために公開で行い、知識、能力、発展性等について評価します。

論文作成について

修士論文の作成過程で中間発表の場を設け、専攻の領域を越えてきめこまかな指導が受けられるようにしています。

修士論文は、指導教員の指導のもと、計画的に研究を遂行し、倫理審査等の論文作成に必要な手続きを経たうえで、定められた期日までに提出してください。（「学位論文申請の手引き」参照）

修士論文の提出期限は、2年次の1月上旬頃です（変更の可能性あり）。

学位授与

1. 学位の種類は、修士（看護学）とします。
2. 学位は、大学院に2年以上在学し、上記履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格した者に授与します。

なお、高度実践コースを選択した者に限り、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文の審査に代えることができます。

また、本学大学院委員会が優れた業績を上げたと認める者については、1年以上の在学期間をもって学位を授与することがあります。

在学期間等について

- ・ 標準修学年限は2年です。但し、長期履修制度適用者は3年となります。
- ・ 在学年限は、一般入学者は4年、社会人入学者は6年までです。
- ・ 休学は通算して2年を超えることはできません。
- ・ 社会人入学以外の者についても、1年次の後期以降であれば、一定の要件を満たすことで在学のまま常勤就労が可能です。詳細は、学生課に相談してください。

在学期間の特例について

- ・ 本学大学院学則第21条第3項に定める修士課程の修了要件のうち、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるとされています。この具体的な取扱いについては、学生課大学院教育支援係に相談してください。

進級について

- ・ 進級は各学年における在学年限を満たしている場合に、年度初め（後期入学者の場合は後期）にのみ認められます。前期入学者の場合、後期に進級することはできません。
- ・ 休学した場合は、次年度は進級できませんが、半期休学の場合には過去の在学状況により進級できる場合があります。

（例）

	1年目		2年目		3年目	
学年	第1学年		第1学年		第2学年	
学期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
在籍状況	在学	休学	在学	在学	休学	在学
在籍年数	0.5		0.5	0.5		0.5

（在学年数 計2年）

休・退学等について

海外留学及び国内留学、また、休学及び退学等、学籍異動等に係ることについて、関係委員会の承認を得る等の手続きが必要な場合があります。指導教員に相談のうえ、遅くとも希望日の1ヵ月前には届出てください。休学期間は1年以内ですが、1年を限度としてその期間を延長することができます。なお、**休学期間は在学期間に算入されません。**

学生証について

19時以降の校舎への入構及び附属図書館や研究施設を利用の際に必要となります。(本学職員の場合は、職員証で入構してください。)

破損・紛失等による交換は有料です。学生課窓口にて手続きを行ってください。

令和5年度 授 業 科 目 及 び 担 当 教 員

	研究領域/部門	授 業 科 目	授 業 形 態	研究コース		高度実践コース				単 位 数	時 間 数	授業担当教員	
				配当 年次	必修・ 選択	看護管理領域		特定行為領域					
						配当年次	必修・選択	配当年次	必修・選択				
	全領域	看護学研究方法論Ⅰ	講義	1前	必修	1前	必修	1～2前	必修	2	30	立岡／宮松	
		看護学研究方法論Ⅱ	講義	1後	選択必修	1～2	選択	1～2後	選択必修	2	30	河村	
		看護学研究方法論Ⅲ	講義	1後		1～2	選択	1～2後		2	30	宮松	
		看護学研究方法論Ⅳ	講義	1後		必修	1後	選択		1～2後	選択	2	30
		看護学研究方法論Ⅴ	演習	1通年	必修	1通年	選択	1通年	選択	2	60	各指導教員	
		外国語文献レビュー	講義	1前	選択	1前	選択	1前	選択	2	30	加藤	
		看護理論	講義	1前	選択	1前	必修	1～2前	選択	2	30	笠原・玉木・伊藤	
		看護倫理	講義	1前	選択	1～2前	必修	1～2前	選択	2	30	笠原	
		看護管理学	講義	1後	選択	1後	必修	1～2後	選択	2	30	笠原	
		コンサルテーション論	講義	1前	選択	1前	必修	1～2前	選択	2	30	河村	
		看護教育学	講義	1前	選択	1前	選択	1～2前	選択	2	30	玉木・桑田	
		看護政策論	講義	1後	選択	1後	選択	1～2後	選択	2	30	辻村	
		臨床解剖生理学	講義	1前	選択	1前	選択	1～2前	選択	2	30	相見	
		臨床薬理学	講義	1前	選択	1前	選択	1前	選択	2	30	予定教員	
		臨床診断学	講義	1前	選択	1前	選択	1前	選択	2	30	予定教員	
		看護学課題実習	実習	1通年	選択	－	－	－	－	2	90	各指導教員	
		特定行為	疾病予防学	講義	1～2	選択	1～2	選択	1～2	選択	2	30	喜多
			フィジカルアセスメント	講義	1～2	選択	1～2	選択	1～2	選択	2	30	喜多
	疾病・臨床病態概論		講義	1～2	選択	1～2	選択	1～2	選択	2	30	予定教員	
	臨床推論Ⅰ		講義	1～2	選択	1～2	選択	1～2	選択	2	30	予定教員	
	臨床推論Ⅱ		講義	1～2	選択	1～2	選択	1～2	選択	2	30	北川	
	特定行為実践論		講義	1～2	選択	1～2	選択	1～2	選択	2	30	宮松	
	特定行為実践演習		演習	1～2	選択	1～2	選択	1～2	選択	1	30	宮松	
	診療看護実践論		講義	1～2	選択	1～2	選択	1～2	選択	2	30	辻村	
	基礎看護学	基礎看護学Ⅰ	基礎看護学Ⅰ 特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	笠原	
			基礎看護学Ⅰ 演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	笠原	
			基礎看護学Ⅰ 演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	笠原	
		基礎看護学Ⅱ	基礎看護学Ⅱ 特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	相見	
			基礎看護学Ⅱ 演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	相見	
			基礎看護学Ⅱ 演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	相見	
		基礎看護学Ⅲ	基礎看護学Ⅲ 特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	予定教員	
			基礎看護学Ⅲ 演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	予定教員	
			基礎看護学Ⅲ 演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	予定教員	
	臨床看護学	成人看護学Ⅰ	臨床病態管理学特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	喜多	
			臨床病態管理学演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	喜多	
			臨床病態管理学演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	喜多	
		成人看護学Ⅱ	NCD看護学Ⅱ 特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	宮松	
			NCD看護学Ⅱ 演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	宮松	
			NCD看護学Ⅱ 演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	宮松	
		老年看護学	老年看護学特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	荻田	
			老年看護学演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	荻田	
			老年看護学演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	荻田	
		小児看護学	小児看護学特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	桑田	
			小児看護学演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	桑田	
			小児看護学演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	桑田	
		ウイメンズヘルス看護学	ウイメンズヘルス学特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	立岡	
			ウイメンズヘルス看護学演習	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	立岡	
			周産期看護学演習	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	土川	
		精神看護学	精神看護学特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	河村	
			精神看護学演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	河村	
			精神看護学演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	河村	
	公衆衛生看護学	地域看護学Ⅰ	地域看護学Ⅰ 特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	伊藤	
			地域看護学Ⅰ 演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	伊藤	
			地域看護学Ⅰ 演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	奥水・伊藤	
		地域看護学Ⅱ	地域看護学Ⅱ 特論	講義	1前	選択	－	－	－	2	30	辻村	
			地域看護学Ⅱ 演習A	演習	1後	選択	－	－	－	1	30	辻村	
			地域看護学Ⅱ 演習B	演習	2前	選択	－	－	－	1	30	辻村	

	研究領域/部門		授 業 科 目	授 業 形 態	研究コース		高度実践コース				単 位 数	時 間 数	授業担当教員
					配当 年次	必修・ 選択	看護管理領域		特定行為領域				
							配当年次	必修・選択	配当年次	必修・選択			
高度実践コース	看護 管理 領域	看護管理実践	看護管理特論	講義	—	—	1前	必修	—	—	2	30	笠原
			看護管理演習Ⅰ	演習	—	—	1後	必修	—	—	1	30	笠原
			看護管理演習Ⅱ	演習	—	—	2前	必修	—	—	1	30	笠原
			看護実践実習(看護管理実践)	実習	—	—	1～2	必修			6	270	笠原
	特定行為領域	専門科目	呼吸管理学実習Ⅰ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	1	30	北川
			呼吸管理学実習Ⅱ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	4	120	北川
			呼吸管理学実習Ⅲ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	1	30	北川
			循環管理学実習Ⅰ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	3	90	北川
			循環管理学実習Ⅱ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	北川
			循環管理学実習Ⅲ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	北川
			循環管理学実習Ⅳ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	4	120	北川
			外科管理学実習Ⅰ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	北川
			外科管理学実習Ⅱ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	喜多
			外科管理学実習Ⅲ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	1	30	喜多
			外科管理学実習Ⅳ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	北川
			栄養管理学実習Ⅰ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	予定教員
			栄養管理学実習Ⅱ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	3	90	予定教員
			栄養管理学実習Ⅲ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	1	30	予定教員
			栄養管理学実習Ⅳ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	予定教員
			栄養管理学実習Ⅴ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	3	90	予定教員
			創傷管理学実習Ⅰ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	喜多
			創傷管理学実習Ⅱ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	1	30	喜多
			感染管理学実習	実習	—	—	—	—	1～2	選択	3	90	北川
			精神疾患管理学実習	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	北川
			疼痛管理学実習	実習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	北川
			スキルズラボ演習Ⅰ	演習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	北川、予定教員
			スキルズラボ演習Ⅱ	演習	—	—	—	—	1～2	選択	2	60	北川、予定教員
			看護実践演習(特定行為実践)	演習	—	—	—	—	1～2	必修	6	180	北川、各指導教員
		特定行為実践	特定行為看護特論	講義	—	—	—	—	1～2	必修	2	30	各指導教員
			特定行為看護演習Ⅰ	演習	—	—	—	—	1～2	必修	1	30	各指導教員
			特定行為看護演習Ⅱ	演習	—	—	—	—	1～2	必修	1	30	各指導教員
		周麻酔期看護実践	周麻酔期看護特論	講義	—	—	—	—	1～2	必修	2	30	北川
			周麻酔期看護演習Ⅰ	演習	—	—	—	—	1～2	必修	1	30	北川
			周麻酔期看護演習Ⅱ	演習	—	—	—	—	1～2	必修	1	30	北川
			周麻酔期看護実践Ⅰ	実習	—	—	—	—	1～2	必修	3	135	北川
			周麻酔期看護実践Ⅱ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	1	45	北川
			周麻酔期看護実践Ⅲ	実習	—	—	—	—	1～2	選択	1	45	北川

コース	授業科目	授業形態	配当年次	必修・選択	単位数	時間数	授業担当教員
研究コース	看護学特別研究	特別研究	1年後・2年通年	必修	10	450	各指導教員
高度実践コース	看護実践課題研究(看護管理実践)	課題研究	1～2	必修	4	180	各指導教員
	〃 (特定行為実践)	課題研究	1～2	必修	4	180	各指導教員

別表5-1

授 業 科 目 及 び 単 位 数 表

【研究コース】

区分・研究領域/部門		修得単位数			備 考
		必修	選択必修	選択	
共通科目	全領域	6単位	2 単位	8単位 以上	・ 共通科目（全領域）から必修6単位 ・ 共通科目（全領域）から選択必修2単位 ・ 共通科目（全領域・特定行為）及びコース科目（うち、各部門の特論）から選択 8 単位以上 ・ コース科目から所属部門の授業科目必修4単位
	特定行為	—	—		
コース科目		4 単位	—		
看護学特別研究		1 0 単位	—	—	
合 計		3 0 単位以上			

【高度実践コース—看護管理領域】

区分・研究領域/部門		修得単位数			備 考
		必修	選択必修	選択	
共通科目	全領域	10単位	—	6単位以上	・ 共通科目（全領域）から必修10単位 ・ 共通科目（全領域・特定行為）から選択6単位以上 ・ 看護管理領域から必修10単位
	特定行為	—	—		
看護管理領域	看護管理実践部門	10単位	—	—	
看護実践課題研究（看護管理実践）		4単位	—	—	
合 計		30単位以上			

【高度実践コース—特定行為領域（特定行為実践部門）】

区分・研究領域/部門		修得単位数			備 考
		必修	選択必修	選択	
共通科目	全領域	2単位	2単位	2単位以上	・ 共通科目（全領域）から必修 2 単位、選択必修 2 単位 ・ 共通科目から選択 2 単位以上 ・ 特定行為領域（専門科目）から必修6単位 ・ 特定行為領域（特定行為実践）から必修 4 単位 ・ 特定行為研修未修了者は、共通科目（全領域）の「臨床解剖生理学」および「臨床薬理学」、共通科目（特定行為）の「フィジカルアセスメント」、「疾病・臨床病態概論」、「臨床推論Ⅰ」、「特定行為実践論」および「特定行為実践演習」の 7 科目を履修すること。
	特定行為	—	—		
特定行為領域	専門科目	6単位	—	10単位まで	
	特定行為実践	4単位	—		
看護実践課題研究		4単位	—	—	
合 計		3 0 単位以上			

【高度実践コース—特定行為領域（周麻酔期看護実践部門）】

区分・研究領域/部門		修得単位数			備考
		必修	選択必修	選択	
共通科目	全領域	2単位	2単位	14単位以上	・ 共通科目（全領域）から必修2単位、選択必修2単位 ・ 共通科目から選択14単位以上 ・ 特定行為領域（専門科目）から必修6単位 ・ 特定行為領域（周麻酔期看護実践）から必修7単位 ・ 特定行為研修未修了者は、共通科目（全領域）の「臨床解剖生理学」および「臨床薬理学」、共通科目（特定行為）の「フィジカルアセスメント」、「疾病・臨床病態概論」、「臨床推論Ⅰ」、「特定行為実践論」および「特定行為実践演習」の7科目を履修すること。
	特定行為	—	—		
特定行為領域	専門科目	6単位	—	20単位まで	
	周麻酔期看護実践	7単位	—		
看護実践課題研究		4単位	—	—	
合 計		55単位以上（学位取得は30単位以上）			

教 員 の 主 な 研 究 内 容 等

(令和5年3月31日現在)

研究領域	部門名	職名	氏 名	主な研究内容
基礎看護学	基礎看護学Ⅰ	教授	笠 原 聡 子	1. 医療の質・安全に関する研究 2. ヘルスケアプロセスの可視化と評価・改善に関する研究 3. 看護人材の育成と管理に関する研究 4. 組織・個人におけるストレスマネジメントに関する研究 5. 医療の需給バランスに関する研究
	基礎看護学Ⅱ	教授	相 見 良 成	1. 解剖生理学の教育に関する研究 2. 看護領域の英語の教育・学習法の開発
	基礎看護学Ⅲ	教授	予 定 教 員	
臨床看護学	成人看護学Ⅱ	教授	宮 松 直 美	1. 成人期の健康障害と生活環境要因に関する疫学研究 2. 循環器疾患の発症および再発予防に関する研究 3. 非感染性疾患（NCD）の啓発および療養指導方略の開発と効果検証
	老年看護学	准教授	荻 田 美穂子	1. 高齢者のフレイル・要介護予防に関する疫学研究 2. 高齢者の在宅療養移行支援に関する研究 3. 脳神経疾患患者の歩行障害・転倒に関する研究
	小児看護学	教授	桑 田 弘 美	1. 難病（特に希少難病）や障害をもつ子どもの在宅ケアへの支援に関する研究 2. 子どもの健康の保持、増進する親の育児に関する研究 3. 難病や障害をもつ子どもの学校教育に関する研究

研究領域	部門名	職名	氏 名	主な研究内容
臨床看護学	ウイメンズヘルス看護学	教授	立 岡 弓 子	1. 乳房ケアのエビデンス 2. 授乳ケア用品の実装開発に関する研究 3. 性暴力に関する研究 4. 分娩予測指標の開発 5. ジェンダーと女性の健康
		教授	喜 多 伸 幸	1. 産科危機的出血の診断・治療（産科 DIC を含む） 2. アイ・トラッキング法を用いた新しい医学技術の伝承方法の開発
		講師	土 川 祥	1. 女性と社会医学 2. 分娩後の骨盤底弛緩に関する研究 3. 妊娠期のメンタルヘルスについての研究 4. 周産期医療における代替医療の効果の検証
	精神看護学	教授	河 村 奈美子	1. こころの健康に関する研究 2. 精神看護技術教育に関する研究 3. 患者-看護師関係・コミュニケーションに関する研究 4. 発達障害をもつ対象者と家族の看護支援に関する研究 5. 精神疾患を持つ対象者の看護に関する研究
公衆衛生看護学	地域看護学Ⅰ	教授	伊 藤 美樹子	1. 要介護高齢者と介護家族の共生に関する研究 2. 生老病死と QOL、有効なライフスキルに関する研究 3. 地域包括ケアシステムに関する研究 4. 主観的健康に関する研究
		講師	興 水 めぐみ	1. 在宅療養者とその家族に関する研究 2. 訪問看護師のキャリア形成に関する研究 3. 新卒訪問看護師の支援に関する研究
	地域看護学Ⅱ	教授	辻 村 真由子	1. 訪問看護 2. 在宅ケアにおける家族支援 3. 在宅ケア専門職の学習支援 4. 地域包括ケアにおける看護職の役割と多職種連携 5. 在宅ケアにおけるテクノロジーの活用

国立大学法人滋賀医科大学大学院医学系研究科における
研究指導計画等に関する申合せ

令和4年10月12日
大学院教育部門会議決定
令和4年12月5日改正

滋賀医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）及び看護学専攻（修士課程）の学生に対して、大学院学則第18条の2に規定する研究指導計画、並びに研究計画書について、次のとおり定める。

（研究指導計画について）

1. 指導教員は、研究指導計画において、次の各号に規定する内容に留意する。
 - （1）毎年度あらかじめ研究指導計画書（別紙様式1）を作成し、学生に明示する。
 - （2）研究指導計画書には年間計画を明記する。
 - （3）明示した研究指導計画書については、学生に速やかに確認させ、学生課大学院教育支援係まで確認した旨を報告する。

（研究計画書について）

2. 研究計画書策定において、次の各号に規定する内容に留意する。
 - （1）学生は研究指導計画書を確認の上、指導教員、副指導教員及び学生の連名で研究計画書（別紙様式2）を作成するものとする。
 - （2）指導教員は、入学後、修了までの研究計画について、指導する学生ごとに研究計画書を作成する。
 - （3）作成した研究計画書は、写しをとる等、研究指導教員と学生の双方が適切な方法により参照できるようにする。
 - （4）作成した研究計画書は指定の期日までに学生課大学院教育支援係まで提出する。
 - （5）研究の進捗状況及び研究基礎力試験（Qualifying Examination）又は研究デザイン発表会の結果により必要に応じて計画の見直しを行うことができる。研究計画を変更する場合は、変更後の研究計画書を学生課大学院教育支援係まで提出する。
 - （6）休学により提出ができなかった学生の研究計画書は、休学期間終了後に作成・提出する。

（その他）

3. この申合せに定めるもののほか、必要な事項については、大学院教育部門会議が定めるものとする。

年度 研究指導計画書

指導教員	講座名等	
	氏 名	
副指導教員	講座名等	
	氏 名	
研究指導計画（指導教員記入欄）		

(記入例)

- 関連知識習得のための輪読会（月〇回）
- 文献収集と研究室内での論文紹介（月〇回）
- 抄読会に参加し、論文の読解指導（月〇回）
- 研究設備・機器等使用法、調査・実験等の実地指導（月〇回）
- 実験等データの解析と解釈に関する指導（月〇回）
- 研究結果のまとめ方と考察、プレゼンテーションについての指導（月〇回）
- 学外研究会の参加（〇月頃）
- 中間発表会への参加（〇月頃）
- 指導教員の担当授業の TA、研究の RA へ参加し、学生の指導を通じたコミュニケーション能力やリーダーシップ能力を高める（月〇回）

学生記入欄			
学 生 番 号		日付	
氏 名			
課 程 コース・領域			

1. 年次に分けて、研究指導計画を具体的に記入してください。
2. 指導教員は、作成後の研究指導計画書を学生に明示してください。
3. 学生の署名をもらった計画書は、期日までに学生課大学院教育支援係に提出してください。

年度 研究計画書

修士課程

入学年度	年度	学籍番号	
氏 名			
コース・領域			

指 導 教 員	講座名等	
	氏 名	
副指導教員	講座名等	
	氏 名	
研 究 題 目		
研究計画（指導教員記入欄）		

（裏面へ続く）

1. 学生と指導教員が相談のうえ、作成してください。
2. 研究計画等を記入してください。
3. 指導教員は、作成後の研究計画書を学生に明示してください。
4. 作成した計画書は、学生と指導教員がそれぞれ写しを所持し、原本は期日までに学生課大学院教育支援係に提出してください。
5. デザイン発表会の時に、記載内容を点検のうえ修正し、学生課大学院教育支援係に提出してください。

研究計画（指導教員記入欄）

国立大学法人滋賀医科大学大学院学則

平成16年4月1日制定

令和5年2月1日改正

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この大学院学則は、国立大学法人滋賀医科大学学則（以下「学則」という。）第4条の規定により、滋賀医科大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び使命)

第2条 大学院は、医学及び看護学の領域において、優れた研究者及び高度な知識と技術をもつ専門家を養成することを目的とし、もって、医学及び看護学の進歩と社会福祉の向上に寄与することを使命とする。

(研究科及び課程)

第3条 大学院に医学系研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に関する校務は、学長がつかさどる。

3 研究科の課程は、博士課程及び修士課程とする。

(専攻及び学生定員)

第4条 研究科に置く専攻及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 博士課程

医学専攻

自立して創造的研究活動を行うのに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識及び人間性を備えた優れた研究者及び医療人を育成し、併せて医学の進歩と社会福祉の向上に寄与することができる人材の育成を目的とする。

(2) 修士課程

看護学専攻

広い視野に立って精深な学識を授け、看護学における研究能力と人間性を備えた優れた研究者を育成するとともに、高度な先進的看護を支える確かな専門知識と看護技術をもつ優れた看護の専門家を養成し、併せて看護学の進歩と社会福祉の向上に寄与することができる人材の育成を目的とする。

2 博士課程の収容定員は120名、入学定員は30名とし、修士課程の収容定員は32名、入学定員は16名とする。

(教育方法及び教員組織)

第5条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行い、大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）

に定める資格を有する本学の教員が担当するものとする。

- 2 前項の授業科目の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、大学院委員会の議を経て、当該授業を行う教室等以外の場所及び多様なメディアを利用して実施することができる。

(大学院委員会)

第6条 大学院に、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、修業年限、在学年限

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年、学期及び休業日については、学則第11条から第13条の規定を準用する。

(修業年限)

第8条 大学院の標準修業年限は、博士課程にあつては4年、修士課程にあつては2年とする。ただし、修士課程の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項ただし書の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第9条 在学年限は、博士課程にあつては8年、修士課程にあつては4年を超えることができない。

- 2 前項にかかわらず、社会人入学を希望して入学した者（社会人特別選抜により入学した者を含む。）の在学年限は、博士課程にあつては12年、修士課程にあつては6年までとする。

第3章 入 学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要があると認めるときは、後期の始めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第11条 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学の医学部医学科、歯学部又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修す

る課程を含むものに限る。)を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 修士課程を修了した者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力がある者で、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者等昭和30年4月8日文部省告示第39号及び平成元年9月1日文部省告示第118号により文部科学大臣の指定した者
 - (6) 修業年限が6年の大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
 - (7) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 2 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣

が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者

(9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

（編入学、転入学及び再入学）

第12条 次の各号の一に該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学の大学院を退学した者で、大学院に編入学を志願する者

(2) 他の大学の大学院に在学する者で、大学院に転入学を志願する者

(3) 本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者

2 編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

（専攻の変更）

第13条 削除

（編入学等の場合の取扱い）

第14条 第12条の規定により編入学、転入学、再入学を許可された者の履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

（入学の出願、入学者の選考等）

第15条 入学の出願、入学者の選考等、入学手続及び入学許可は、学則第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、第19条中「教授会」とあるのは、「大学院委員会」と読み替えるものとする。

第4章 教育課程

（教育課程）

第16条 教育課程は、次項に掲げる編成方針に基づき、大学院委員会の議を経て、学長が編成する。

2 教育課程は、医学系研究科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、

体系的に編成するものとする。

- 3 各専攻の授業科目、履修単位数及び履修方法については、別に定める。

(授業日数、単位の計算方法等)

第17条 授業日数及び成績の評価については、学則第30条及び第38条の規定を準用する。

- 2 授業科目の単位数については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(教育方法の特例)

第18条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第18条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(履修科目の登録)

第19条 学生は、履修する授業科目の登録にあたっては、あらかじめ指導教員の指導を受けるものとする。

(授業科目履修の認定等)

第20条 各授業科目の履修の認定は、試験又はその他の審査により行う。

- 2 前項の試験等は、原則として毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない理由のため受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(修了要件及び論文評価基準)

第21条 博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、第16条第2項に定める授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士論文については、その独創性が高く、自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。
- 3 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、第16条第2項に定める授業科目

について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 前項の場合において、高度実践コースを選択した者に限り、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。
- 5 修士論文については、新しい知見を含み、看護学研究者としての十分な知識及び研究技法、研究倫理を証示するに足るものをもって合格とする。
- 6 第1項、第3項及び第4項により、博士課程又は修士課程の修了の要件を満たした者について、大学院委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第22条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該大学院の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、大学院委員会の議を経て、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院、研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生に当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について研究指導を受けさせる場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 教育研究上有益と認めるときは、本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、前条第2項に規定する単位数（10単位）とは別に10単位を超えない範囲で修了要件に算入することができるものとする。

(学位の授与)

第24条 博士課程を修了した者に対し、博士の学位を、修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 留学、休学、転学、退学及び除籍

(留学)

第25条 外国の大学院、研究所等で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて、

留学をすることができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第21条に定める在学期間に含めることができる。

3 第18条の規定は、第1項の規定による留学の場合に準用する。

(休学等)

第26条 休学、転学、退学及び除籍については、学則第45条から第47条まで、第49条及び第50条の規定を準用する。この場合において、第50条中「教授会」とあるのは、「大学院委員会」と読み替えるものとする。

2 修士課程においては、学則第46条第2項の規定にかかわらず、休学期間は、通算して2年を超えることができない。

第7章 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第27条 表彰及び懲戒については、学則第51条及び第52条の規定を準用する。この場合において、第51条及び第52条第1項中「教授会」とあるのは、「大学院委員会」と読み替えるものとする。

第8章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生 及び外国人留学生

(聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生)

第28条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生の取扱い等については、学則第53条から第55条及び第57条の規定を準用する。

(研究生)

第29条 本学の大学院において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学院修士課程以上を修了した者又は大学院においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第30条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、本学の大学院において研究指導を志願する者があるときは、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料、その他の費用

(授業料等)

第31条 授業料、入学料及び検定料の納付方法並びに免除又は猶予の取扱い等については、学則第59条から第62条までの規定を準用する。ただし、第62条第2項第1号については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究学生の授業料、入学料及び検定料の取扱い等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別研究学生の入学料及び検定料は、徴収しない。
- (2) 特別研究学生の授業料の額は、学則第59条第1項に定める研究生の授業料と同額とする。ただし、特別研究学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料は徴収しない。

イ 国立大学法人の大学院の学生

ロ 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）による外国人留学生

ハ 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月10日文部省高等教育局長裁定）による大学院の学生

- (3) 特別研究学生の授業料の納付方法は、学則第59条第2項の規定を準用する。
- (4) 特別研究学生の既納の授業料については、返還しない。

第10章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第32条 大学院は、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成18年12月6日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成20年6月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 大学院医学系研究科博士課程における平成13年度以前の入学者用の専攻（生体情報・制御系専攻，生体代謝調節系専攻，生体防御機構系専攻，発生・分化・増殖系専攻，環境・生態系専攻）は、廃止する。

附 則

この大学院学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者（平成24年度後期入学者を除く。）については、改正後の別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の第4条第1項，第13条，第14条及び第16条第2項中別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成29年10月25日から施行し、平成29年10月1日から適用する。
- 2 平成29年度以前の入学者（平成29年度後期入学者を除く。）については、改正後の別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、改正後の第21条第4項、別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、改正後の別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、令和4年6月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

この大学院学則は、令和5年2月1日から施行する。

国立大学法人滋賀医科大学学位論文（修士）審査実施要項

平成16年4月1日制定

令和2年7月1日改正

この要項は、国立大学法人滋賀医科大学学位規程第20条の規定に基づき、滋賀医科大学（以下「本学」という。）における修士の学位（以下「学位」という。）に係る学位論文（以下「修士論文」という。）審査の実施について必要な事項を定める。

第1 修士論文審査の出願

1 出願者の資格

修士論文審査を願い出ることができる者は、本学大学院医学系研究科修士課程の最終学年に在学し、所定の単位を修得した者又は修士論文を提出する日の属する学年末までに所定の単位を修得する見込みの者で、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

2 出願の時期

修士論文審査の出願時期は、最終学年の1月15日までとする。

3 出願のための提出書類

修士論文審査を願い出る者は、次に掲げる各号の書類を指導教員の承認を得た上、学生課に提出する。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 修士論文審査願（別紙様式1） | 1部 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 5部 |
| (3) 修士論文 | 5部 |
| (4) 論文内容要旨（別紙様式3） | 5部 |
| (5) 修士論文の利益相反申告書（別紙様式7） | 1部 |
| (6) 参考論文がある場合は当該論文 | 5部 |
| (7) 修士論文が共著論文である場合は承諾書（別紙様式4） | 1部 |
| (8) 修士論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書 | 5部 |
| (9) 履歴書（別紙様式5） | 1部 |
| (10) 学業成績証明書 | 1部 |

第2 修士論文

1 修士論文は、原則として単著とする。

2 修士論文が共著の場合は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 修士論文提出者は、筆頭著者であること。
- (2) 修士論文提出者は、他の共著者から当該論文を修士論文として使用しても差し支えない旨の承諾を得ていること。
- (3) 修士論文提出者は、他の共著者が当該論文を修士論文として使用しない旨の承

諾を得ていること。

- (4) 修士論文提出者は、その研究において自ら担当した部分を明記した報告書を作成すること。

第3 審査

1 資格等審査

修士論文提出者の資格等審査は、次の各号に掲げる事項について、大学院委員会が行うものとする。

- (1) 在学年数
- (2) 単位修得状況
- (3) その他

2 修士論文の受理

学長は、大学院委員会の議を経た上で修士論文を受理する。

3 審査委員の選出

- (1) 大学院委員会は、3名の審査委員を選出する。
- (2) 審査委員3名のうち、1名を主査とし、他の2名を副査とする。
- (3) 指導教員は、審査委員に選出できないこととする。
- (4) 審査委員には、提出論文の内容に応じて関連分野の准教授又は講師を1名含めることができる。

4 研究発表会

審査委員会は、審査の過程において修士論文についての発表会を開催するものとする。

5 最終試験

審査委員会は、本学学位規程第8条第1項に規定する最終試験を行うものとする。

6 修士論文審査等の結果の報告

審査委員会は、修士論文審査等の結果を、修士論文審査結果等報告書（別紙様式6）により、大学院委員会に報告するものとする。

7 決定通知

学長は、大学院委員会の議を経て学位授与の可否について決定し、その結果を本人及び指導教員に通知する。

第4 その他

この要項について、疑義が生じたときは大学院委員会において協議する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙様式1

修 士 論 文 審 査 願

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

医学系研究科修士課程看護学専攻

年度入学

氏 名

(署名)

滋賀医科大学学位規程第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので審査をお願いします。

記

論 文 目 録 5部

修 士 論 文 5部

論文内容要旨 5部

修士論文の利益相反申告書 1部

履 歴 書 1部

学業成績証明書 1部

(備考)

1. 修士論文が共著である場合は、共著者の承諾書及び自己の担当部分についての報告書を提出すること。
2. 参考論文がある場合は、提出すること。

指導教員承認欄	氏 名	印
---------	-----	---

別紙様式2

論文目録

※整理番号		(ふりがな) 氏 名	
修士論文題目			
参考論文題目			

(備考) ※印の欄には記入しないこと。

別紙様式3

論 文 内 容 要 旨

※整理番号		(ふりがな) 氏 名	
修士論文題目			

- (備考) 1. 研究の目的・方法・結果・考察・総括の順に記載すること。(1200 字以内)
2. ※印の欄には記入しないこと。

別紙様式4

承 諾 書

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

(ふりがな)

氏 名

印

所 属

現住所

電 話

下記の論文を (論文提出者) が貴大学医学系研究科に修士論文として
提出することを承諾します。

なお、私は当該論文を修士論文として学位の授与の申請に使用いたしません。

記

修士論文題目

別紙様式5

履 歷 書

※整理番号		本 籍 地	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県
(ふりがな)		男 ・ 女	
氏 名		年 月 日生	
現 住 所			
学 歴			
職 歴			
免許・資格等			
賞 罰			
以上のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名 (署名)			

(備考) ※印の欄には記入しないこと。

別紙様式6

修 士 論 文 審 査 結 果 等 報 告 書

整理番号		氏 名	
論文審査委員	主 査		印
	副 査		印
	副 査		印
(修士論文審査の結果の要旨)			
	(判 定) 合 格 ・ 不 合 格		
(最終試験の結果の要旨)			
最終試験	(判 定) 合 格 ・ 不 合 格		

別紙様式7

修士論文の利益相反申告書

滋賀医科大学長 殿

学位申請者氏名： _____

所 属： _____

論文題目： _____

学位論文に関連して、開示すべき利益相反関係にある企業などを項目ごとに記載する

項 目	該当の状況	有の場合、企業名などを記載
① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職などの有無と報酬額 (1つの企業・団体から年間50万円以上のものを記載)	有 ・ 無	
② 株の保有と、その株式から得られる利益 (1つの企業の1年間の利益が50万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)	有 ・ 無	
③ 企業や営利を目的とした団体から特許使用料として支払われた報酬 (1つの企業・団体からの年間合計100万円以上のものを記載)	有 ・ 無	
④ 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表)に対し、研究を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料など (1つの企業・団体からの年間合計50万円以上のものを記載)	有 ・ 無	
⑤ 企業や営利を目的とした団体がパソコンフレッツなどの執筆に対して支払われた原稿料 (1つの企業・団体から年間合計50万円以上のものを記載)	有 ・ 無	

滋賀医科大学大学院医学系研究科長期履修規程

平成20年6月26日制定
令和2年7月1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学大学院学則（平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、滋賀医科大学大学院医学系研究科修士課程（以下「修士課程」という。）の長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申請することができる者は、修士課程に入学又は第1学年に在学する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他学長が相当と認めた者

(申請)

第3条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（別紙様式1）と在職証明書又は就業が確認できる書類、その他本学が必要と認める書類を添えて、学長に願い出るものとする。

2 前項の書類の提出時期は、学長が定める時期とする。

(修業年限)

第4条 長期履修の期間は、大学院学則第8条第1項に定める標準修業年限に1年を加えた3年とする。

(履修期間の変更)

第5条 長期履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）及びその他本学が必要と認める書類を添えて、学長に願い出るものとする。

2 長期履修期間の短縮を希望する場合は、6ヶ月又は1年を単位とする。

(許可)

第6条 長期履修の許可及び長期履修期間の変更の許可は、滋賀医科大学大学院委員会の議を経て、学長が行う。

(授業料)

第7条 長期履修学生の授業料の年額は、滋賀医科大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）第2条に定める授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

2 第5条の規定により長期履修期間の短縮を認めるときは、当該学生が短縮後に当該期までに支払うべき授業料の総額から既に徴収した授業料の総額を差し引いた額を徴収するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、大学院委員会が定める。

附 則

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。
2. 平成 20 年度に入学した在学中の大学院生が、長期履修を希望した場合は、この規程を準用するものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 27 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 28 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生から適用する。

(別紙様式1)

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

申請者
研究領域
部 門
学籍番号
氏 名

⑩

長期履修申請書

下記のとおり、長期履修を希望したいので申請します。

記

- 1 入学（進学）年月 年 月
- 2 長期履修を希望する理由 （詳細に記述してください。）
- 3 履修計画及び研究計画 （詳細に記入してください。）
- 4 長期履修計画の期間（入学者は3年間。新2年生は2年間。）
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 指導（予定）教員の所見欄

指導（予定）教員氏名

⑩

(別紙様式2)

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

申請者
研究領域
部 門
学籍番号
氏 名

印

長期履修期間変更申請書

下記のとおり，長期履修期間を変更したいので申請します。

記

- | | | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|---|-----|
| 1 | 入学（進学）年月 | 年 | 月 | | |
| 2 | 長期履修許可期間 | 年 | 月 | ～ | 年 月 |
| 3 | 変更後の履修期間 | 年 | 月 | ～ | 年 月 |
| 4 | 長期履修期間を変更する理由（詳細に記述してください。） | | | | |

- 5 指導教員確認 指導教員氏名

印

大学院医学系研究科（修士課程）における在学期間の特例に関する申合せ

平成21年7月1日

看護学系大学院委員会決定

滋賀医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第21条第2項に定める修士課程の修了の要件のうち、在学期間の特例に関する取扱いについては、次によるものとする。

1. 大学院学則第21条第2項ただし書に規定する「優れた研究業績を上げた者」とは、次の要件を満たし、かつ、大学院教育部門会議の審査を経て看護学系大学院委員会が認めた者とする。
2. 「優れた研究業績を上げた者」の要件は、次の各号を全て満たした者とする。
 - （1） 学位論文以外の論文（筆頭著者に限る。）が、権威ある国内外の学術雑誌（紀要、商業誌等は除く。）に掲載、または、掲載を許可され、かつ、その内容が学問的にも価値が特に高いものであること。
 - （2） 所定の単位以上を修得し、その学業成績が優秀であること。
 - （3） 指導教員の推薦があること。
3. 本特例の適用を願い出る者は、学位論文申請に係る書類及び次の該当する書類を学長に提出するものとする。
 - （1） 推薦書（別紙様式） 1部
 - （2） 掲載論文の別刷 20部（原本1部及びその写しを19部）
論文が未公表の場合は、投稿論文の写しを20部
 - （3） 掲載予定証明書（論文が未公表の場合）
4. 本特例の適用が認められた者は、学位論文の提出資格を有するものとする。

(別紙様式)

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

指導教員職・氏名

印

推 薦 書

下記の者は、優れた研究業績を上げ修士課程修了者として相応しい能力及び学識を有しているものと判断し、本学大学院学則第21条第2項に規定する修了要件のうち、在学期間の特例に該当すると認められるのでここに推薦します。

記

1. 学生の所属・氏名等

専攻・領域・分野 看護学専攻 領域 分野

在学期間 年 月 日から 年 月 日

氏 名

2. 論文題目

3. 推薦理由（別紙のとおり）



